

参照条文

◆ 目次

I 国の一般職国家公務員・行政執行法人の職員関係

- 国家公務員法（抄）
- 職員の退職管理に関する政令（抄）
- 職員の退職管理に関する内閣官房令（抄）
- 職員の退職管理に関する政令第二十七条第五号に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員について（内閣総理大臣決定）
- 職員の退職管理に関する政令第二十七条第六号に規定する行政執行法人の職員について（内閣総理大臣決定）

II 行政執行法人の役員関係

- 独立行政法人通則法（抄）
- 行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（抄）
- 行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（抄）

III その他

- 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号）による改正後の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 の規定の解釈について

I 国の一般職国家公務員・行政執行法人の職員関係

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）

（他の役職員についての依頼等の規制）

第百六条の二 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは行政執行法人の役員（以下「役職員」という。）をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合

二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合（独立行政法人通則法第五十四条第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。）

三 官民人材交流センター（以下「センター」という。）の職員が、その職務として行う場合

3 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。

4 第二項第二号の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

(在職中の求職の規制)

第百六条の三 職員は、利害関係企業等（営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 退職手当通算予定職員（前条第四項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）が退職手当通算法人に対して行う場合

二 在職する局等組織（国家行政組織法第七条第一項に規定する官房若しくは局、同法第八条の二に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する行政執行法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察をいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものに就いている職員が行う場合

三 センターから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して職員が行う場合

四 職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

3～5 (略)

(再就職者による依頼等の規制)

第百六条の四 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限

る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

- 3 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察（以下「局長等としての在職機関」という。）に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- 4 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察（以下この項において「行政機関等」という。）に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したもの又は当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- 5 前各項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
 - 一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行うために必要な場合
 - 二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは国、行政執行法人若しくは都道府県との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合
 - 三 行政手続法第二条第三号 に規定する申請又は同条第七号 に規定する届出を行う場合
 - 四 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する競争の手続、行政執行法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合
 - 五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）
 - 六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼す

ることにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

(任命権者への届出)

第百六条の二十三 職員（退職手当通算予定職員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出なければならない。

- 2 前項の届出を受けた任命権者は、第百六条の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出を行つた職員の任用を行うものとする。
- 3 第一項の届出を受けた任命権者は、当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

(内閣総理大臣への届出)

第百六条の二十四 管理職職員であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（前条第一項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。）には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

- 一 行政執行法人以外の独立行政法人
 - 二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）
 - 三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）
 - 四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）
- 2 管理職職員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、前条第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

(内閣総理大臣による報告及び公表)

第百六条の二十五 内閣総理大臣は、第百六条の二十三第三項の規定による通知及び前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

2 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第百六条の二十四第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

○ 職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）（抄）

（退職手当通算法人）

第二条 法第百六条の二第三項 の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 沖縄振興開発金融公庫
- 二 首都高速道路株式会社
- 三 株式会社日本政策金融公庫
- 四 株式会社日本政策投資銀行
- 五 阪神高速道路株式会社
- 六 日本消防検定協会
- 七 成田国際空港株式会社
- 八 国家公務員共済組合連合会
- 九 本州四国連絡高速道路株式会社
- 十 日本私立学校振興・共済事業団
- 十一 軽自動車検査協会
- 十二 日本下水道事業団
- 十三 消防団員等公務災害補償等共済基金
- 十四 企業年金連合会
- 十五 石炭鉱業年金基金
- 十六 小型船舶検査機構
- 十七 高圧ガス保安協会
- 十八 自動車安全運転センター
- 十九 放送大学学園
- 二十 日本商工会議所
- 二十一 地方職員共済組合
- 二十二 警察共済組合
- 二十三 中央労働災害防止協会
- 二十四 地方公務員災害補償基金
- 二十五 預金保険機構
- 二十六 危険物保安技術協会
- 二十七 中央職業能力開発協会
- 二十八 地方公務員共済組合連合会
- 二十九 全国市町村職員共済組合連合会
- 三十 削除
- 三十一 日本たばこ産業株式会社
- 三十二 日本電信電話株式会社
- 三十三 北海道旅客鉄道株式会社
- 三十四 四国旅客鉄道株式会社

- 三十五 九州旅客鉄道株式会社
- 三十六 日本貨物鉄道株式会社
- 三十七 社会保険診療報酬支払基金
- 三十八 国民年金基金連合会
- 三十九 公立学校共済組合
- 四十 日本中央競馬会
- 四十一 東日本電信電話株式会社
- 四十二 西日本電信電話株式会社
- 四十三 原子力発電環境整備機構
- 四十四 国立大学法人
- 四十五 大学共同利用機関法人
- 四十六 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 四十七 東日本高速道路株式会社
- 四十八 中日本高速道路株式会社
- 四十九 西日本高速道路株式会社
- 五十 日本郵政株式会社
- 五十一 日本司法支援センター
- 五十二 削除
- 五十三 日本郵便株式会社
- 五十四 株式会社商工組合中央金庫
- 五十五 地方競馬全国協会
- 五十六 農水産業協同組合貯金保険機構
- 五十七 銀行等保有株式取得機構
- 五十八 地方公共団体金融機構
- 五十九 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 六十 全国健康保険協会
- 六十一 株式会社産業革新機構
- 六十二 株式会社地域経済活性化支援機構
- 六十三 日本年金機構
- 六十四 漁船保険中央会
- 六十五 全国土地改良事業団体連合会
- 六十六 全国中小企業団体中央会
- 六十七 全国商工会連合会
- 六十八 漁業共済組合連合会
- 六十九 日本銀行
- 七十 日本弁理士会
- 七十一 東京地下鉄株式会社
- 七十二 日本アルコール産業株式会社
- 七十三 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
- 七十四 沖縄科学技術大学院大学学園

- 七十五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- 七十六 株式会社国際協力銀行
- 七十七 新関西国際空港株式会社
- 七十八 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- 七十九 株式会社民間資金等活用事業推進機構
- 八十 株式会社海外需要開拓支援機構
- 八十一 地方公共団体情報システム機構
- 八十二 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
- 八十三 広域的運営推進機関

(退職手当通算予定職員)

第三条 法第百六条の二第四項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(任命権者への再就職の届出)

第二十六条 法第百六条の二十三第一項の規定による届出をしようとする職員は、内閣官房令で定める様式に従い、任命権者に届出をしなければならない。

2 法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした職員は、当該届出に係る第四項第三号及び第五号から第九号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

3 法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした職員は、当該届出に係る約束が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

4 法第百六条の二十三第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 生年月日

三 官職

四 再就職の約束をした日

五 離職予定日

六 再就職予定日

七 再就職先の名称

八 再就職先の業務内容

九 再就職先における地位

十 求職の承認の有無

十一 官民人材交流センターによる離職後の就職の援助（以下「センターの援助」という。）の有無

5 第二項又は第三項の規定による届出を受けた任命権者は、当該届出を行った職員が管理職職員である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の官職)

第二十七条 法第百六条の二十三第三項の政令で定める官職は、次に掲げる職員が就いている官職とする。

- 一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの（給与法第十条の二第一項の規定により支給を受ける俸給の特別調整額その他の事由に照らして内閣官房令で定めるものを除く。）
 - イ 給与法別表第一イ行政職俸給表（一）の職務の級七級以上の職員
 - ロ 給与法別表第二専門行政職俸給表の職務の級五級以上の職員
 - ハ 給与法別表第三税務職俸給表の職務の級七級以上の職員
 - ニ 給与法別表第四イ公安職俸給表（一）の職務の級八級以上の職員
 - ホ 給与法別表第四ロ公安職俸給表（二）の職務の級七級以上の職員
 - ヘ 給与法別表第五イ海事職俸給表（一）の職務の級六級以上の職員
 - ト 給与法別表第六イ教育職俸給表（一）の職務の級四級以上の職員
 - チ 給与法別表第七研究職俸給表の職務の級五級以上の職員
 - リ 給与法別表第八イ医療職俸給表（一）の職務の級三級以上の職員
 - ヌ 給与法別表第八ロ医療職俸給表（二）の職務の級七級以上の職員
 - ル 給与法別表第八ハ医療職俸給表（三）の職務の級六級以上の職員
 - ヲ 給与法別表第九福祉職俸給表の職務の級六級の職員
- 二 給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員
- 三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員であつて、同表五号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの
- 四 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項の俸給表の適用を受ける職員であつて、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの
- 五 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号。以下「検察官俸給法」という。）の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの
 - イ 検事総長、次長検事及び検事長
 - ロ 検察官俸給法別表検事の項十二号の俸給月額以上の俸給を受ける検事
 - ハ 検察官俸給法別表副検事の項七号の俸給月額以上の俸給を受ける副検事
- 六 行政執行法人の職員であつて、前各号に掲げる職員に相当するものとして内閣総理大臣が定めるもの

(管理職職員であつた者の再就職の届出の対象となる地位)

第二十八条 法第百六条の二十四第一項の役員その他の地位であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 役員（非常勤のものを除く。）
- 二 前号に掲げるもののほか、法令の規定により内閣若しくは内閣総理大臣若しくは各

省大臣により任命されることとされている地位又は法令の規定により任命若しくは選任に関し行政庁の認可を要する地位

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出)

第二十九条 法第百六条の二十四第一項の規定による届出をしようとする管理職職員であった者は、内閣官房令で定める様式に従い、離職した官職又はこれに相当する官職の任命権者を經由して、内閣総理大臣に届出をしなければならない。

2 第二十六条第二項及び第三項の規定は、法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした者（管理職職員であった者であつて、離職後二年を経過しない者に限る。）及び法第百六条の二十四第一項の規定による届出をした者（離職後二年を経過しない者に限る。）について準用する。この場合において、第二十六条第二項及び第三項中「任命権者」とあるのは「離職した官職又はこれに相当する官職の任命権者を經由して、内閣総理大臣」と、同条第二項中「第四項第三号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第四項第六号から第九号まで」と、同条第三項中「約束が効力を失ったとき」とあるのは「地位に就くことが見込まれないこととなったとき」と読み替えるものとする。

3 第二十六条第四項（第四号を除く。）の規定は、法第百六条の二十四第一項の規定による届出について準用する。この場合において、第二十六条第四項第三号中「官職」とあるのは「離職時の官職」と、同項第五号中「離職予定日」とあるのは「離職日」と読み替えるものとする。

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人)

第三十条 法第百六条の二十四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。

- 一 沖縄振興開発金融公庫
- 二 株式会社商工組合中央金庫
- 三 株式会社日本政策金融公庫
- 四 株式会社日本政策投資銀行
- 五 削除
- 六 九州旅客鉄道株式会社
- 七 四国旅客鉄道株式会社
- 八 首都高速道路株式会社
- 九 東京地下鉄株式会社
- 十 中日本高速道路株式会社
- 十一 成田国際空港株式会社
- 十二 西日本高速道路株式会社
- 十三 日本アルコール産業株式会社
- 十四 日本貨物鉄道株式会社
- 十五 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 十六 日本私立学校振興・共済事業団
- 十七 日本たばこ産業株式会社

- 十八 日本中央競馬会
- 十九 日本電信電話株式会社
- 二十 日本放送協会
- 二十一 日本郵政株式会社
- 二十二 阪神高速道路株式会社
- 二十三 東日本高速道路株式会社
- 二十四 北海道旅客鉄道株式会社
- 二十五 本州四国連絡高速道路株式会社
- 二十六 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 二十七 日本年金機構
- 二十八 沖縄科学技術大学院大学学園
- 二十九 株式会社国際協力銀行
- 三十 新関西国際空港株式会社

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人)

第三十一条 法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

- 一 日本赤十字社
- 二 農水産業協同組合貯金保険機構
- 三 日本銀行
- 四 銀行等保有株式取得機構
- 五 預金保険機構
- 六 株式会社産業革新機構
- 七 株式会社地域経済活性化支援機構
- 八 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
- 九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- 十 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- 十一 株式会社民間資金等活用事業推進機構
- 十二 株式会社海外需要開拓支援機構
- 十三 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
- 十四 広域的運営推進機関

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る公益社団法人又は公益財団法人)

第三十二条 法第百六条の二十四第一項第四号の政令で定める公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)は、当該公益法人が国から交付を受けた補助金、委託費その他これらに類する給付金(以下この条において「給付金等」という。)のうちに占める第三者へ交付した金額の割合、当該公益法人が国から交付を受けた給付金等の総額が当該公益法人の収入金額の総額に占める割合、試験、検査、検定その他の行政上の事務の当該公益法人への委託の有無その他の事情を勘案して内閣官房令で定めるものとする。

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない場合)

第三十三条 法第百六条の二十四第二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ特別職に属する国家公務員又は地方公務員（以下この号において「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等となった場合
- 二 法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定により職員として採用された場合又は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五第一項の規定により特別職に属する国家公務員として採用された場合
- 三 国の機関を設置する法律又はこれに基づく命令により当該国の機関に置かれる顧問、参与、参事又はこれらに準ずるもの（離職時に在職していた第十六条第一項（第二号を除く。）に定める国の機関に置かれるものに限る。）として採用された場合
- 四 営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合（前三号に掲げる場合を除く。）であつて、内閣官房令で定める額以下の報酬を得る場合

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出)

第三十四条 第二十六条第四項（第四号を除く。）及び第二十九条第一項の規定は、法第百六条の二十四第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第二十六条第四項第三号中「官職」とあるのは「離職時の官職」と、同項第五号中「離職予定日」とあるのは「離職日」と、同項第六号中「再就職予定日」とあるのは「再就職日」と読み替えるものとする。

(内閣総理大臣による報告等)

第三十五条 法第百六条の二十五第一項の規定による報告のうち法第百六条の二十三第三項の規定による通知に係るものは、当該通知に係る者が離職した時点で当該通知に係る約束が効力を失っていない場合において、当該通知に係る者が離職した時に行うものとする。

2 法第百六条の二十五第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 通知又は届出に係る氏名
- 二 離職時の年齢
- 三 離職時の官職
- 四 離職日
- 五 再就職日又は再就職予定日
- 六 再就職先の名称
- 七 再就職先の業務内容
- 八 再就職先における地位
- 九 求職の承認の有無
- 十 センターの援助の有無

(非常勤職員等に関する特例)

第四十六条 非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員（以下「非常勤職員等」という。）については、法第百六条の二第一項、第百六条の三第一項、第百六条の四第九項、第百六条の二十三、第百九条第十八号又は第百十二条各号の規定は、適用しない。

- 2 法第百六条の二第一項の他の職員には、非常勤職員等を含まないものとする。
- 3 法第百六条の四第九項及び第百九条第十八号の規定の適用については、法第百六条の四第一項中「職員であつた者であつて離職後」とあるのは、「職員（非常勤職員（第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く。）であつた者であつて離職後」とする。

第四十七条 法第百六条の四第一項から第四項まで、第百九条第十四号から第十七号まで及び第百十三条第一号の規定の適用については、法第百六条の四第一項中「職員であつた者であつて離職後」とあるのは、「職員（非常勤職員（第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く。）であつた者であつて離職後」とし、法第百六条の二十四及び第百十三条第二号の規定の適用については、法第百六条の二十四第一項中「管理職職員であつた者」とあるのは、「管理職職員（非常勤職員（第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く。）であつた者」とする。

- 2 次に掲げる者には、非常勤職員等を含まないものとする。
 - 一 法第百六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として第十二条に定めるもの
 - 二 法第百六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職として第十三条に定めるものに就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として第十四条に定めるもの
 - 三 法第百六条の四第三項の局長等としての在職機関に属する役職員に類する者として第十七条に定めるもの
 - 四 法第百六条の四第四項の在職していた行政機関等に属する役職員に類する者として第十九条に定めるもの
 - 五 法第百九条第十四号の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として第三十九条に定めるもの
 - 六 法第百九条第十五号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職として第四十条に定めるものに就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として第四十一条に定めるもの
 - 七 法第百九条第十六号の局長等としての在職機関に属する役職員に類する者として第四十三条に定めるもの
 - 八 法第百九条第十七号の在職していた行政機関等に属する役職員に類する者として第四十五条に定めるもの

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 法第百六条の二第三項及び改正法附則第四条第四項に規定する退職手当通算法人には、当分の間、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第四条の規定により国土交通大臣が指定する株式会社を含むものとする。

第三条（略）

2 改正法附則第四条第一項に規定する政令で定める日の前日までの間は、第二十六条第四項第十号、第三十五条第二項第九号並びに第三十八条第八号及び第九号中「求職の承認」とあるのは、「求職の承認及び国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第五条第一項（同法附則第十条において準用する場合を含む。）の承認並びに同法附則第四条第五項の承認」とする。

第四条 第三十二条に規定する公益法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

○ 職員の退職管理に関する内閣官房令（抄）

（任命権者への再就職の届出の様式）

第六条 令第二十六条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第四とする。

- 2 令第二十六条第二項の規定による届出は、別記様式第五による届出書によるものとする。
- 3 令第二十六条第三項の規定による届出は、別記様式第六による届出書によるものとする。

（管理又は監督の地位にある職員に該当しない職員）

第七条 令第二十七条第一号に規定する内閣官房令で定めるものは、次に掲げるもののうち、人事院規則九一七（俸給の特別調整額）に定める俸給の特別調整額に係る種別が一種又は二種であるもの以外のものとする。

- 一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）別表第一イ行政職俸給表（一）の職務の級七級の職員
- 二 給与法別表第二専門行政職俸給表の職務の級五級の職員
- 三 給与法別表第三税務職俸給表の職務の級七級の職員
- 四 給与法別表第四イ公安職俸給表（一）の職務の級八級の職員
- 五 給与法別表第四ロ公安職俸給表（二）の職務の級七級の職員
- 六 給与法別表第五イ海事職俸給表（一）の職務の級六級の職員
- 七 給与法別表第六イ教育職俸給表（一）の職務の級四級の職員
- 八 給与法別表第七研究職俸給表の職務の級五級の職員
- 九 給与法別表第八イ医療職俸給表（一）の職務の級三級の職員
- 十 給与法別表第八ロ医療職俸給表（二）の職務の級七級の職員
- 十一 給与法別表第八ハ医療職俸給表（三）の職務の級六級の職員
- 十二 給与法別表第九福祉職俸給表の職務の級六級の職員

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出の様式）

第八条 令第二十九条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第七とする。

- 2 令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第二項の届出（法第百六条の二十三第一項に係るものに限る。）は、第六条第二項の届出書によるものとする。
- 3 令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第三項の届出（法第百六条の二十三第一項に係るものに限る。）は、第六条第三項の届出書によるものとする。
- 4 令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第二項の届出（法第百六条の二十四第一項に係るものに限る。）は、別記様式第八による届出書によるものとする。
- 5 令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第三項の届出（法第百六条の二十四第一項に係るものに限る。）は、別記様式第九による届出書によるものとする。

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る国と特に密接な関係がある公益社団法人

又は公益財団法人)

第九条 令第三十二条に規定する内閣官房令で定めるものは、国の機関が所管する公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）であつて、次の各号に掲げるものとする。

- 一 一般の閲覧に供されている直近の事業年度の決算（次号において単に「直近事業年度決算」という。）において、当該公益法人が国から交付を受けた補助金、委託費その他これらに類する給付金（以下「給付金等」という。）のうちに占める当該公益法人が第三者へ交付した当該給付金等の金額の割合が二分の一以上であるもの（ただし、当該事業年度の次年度以降において、当該公益法人が国から交付を受ける給付金等のうちに占める当該公益法人が第三者へ交付する当該給付金等の金額の割合が二分の一未満であることが確実と見込まれるものを除く。）
- 二 直近事業年度決算において、当該公益法人の収入金額の総額に占める当該公益法人が国から受けた給付金等の総額の割合が三分の二以上であるもの（ただし、当該事業年度の次年度以降において、当該公益法人の収入金額の総額に占める当該公益法人が国から受ける給付金等の総額の割合が三分の二未満であることが確実と見込まれるものを除く。）
- 三 法令（告示を含む。以下この条において同じ。）の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分により、試験、検査、検定その他これらに準ずる国の事務又は事業を行うもの（ただし、法令の規定に基づく登録を受けて行うものその他これに準ずるものを除く。）
- 四 当該公益法人が独自に行う試験、検査、検定その他これらに準ずる事務又は事業を奨励することを目的として国が行う法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分を受けて、当該事務又は事業を行うもの（ただし、法令の規定に基づく登録を受けて行うものその他これに準ずるものを除く。）

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額）

第十条 令第三十三条第四号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出の様式）

第十一条 令第三十四条において準用する令第二十九条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第十とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。

第三条 第九条に規定する公益法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

○ 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十五年政令第五十五号）第十九条の規定による改正前の職員の退職管理に関する政令第二十七条第五号に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員について

〔平成二十年十二月二十五日〕
〔内閣総理大臣決定〕

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号。以下「政令」という。）第二十七条第五号の規定に基づき、次のように決定し、平成二十年十二月三十一日より、これによることとする。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十五年政令第五十五号）第十九条の規定による改正前の政令第二十七条第五号の内閣総理大臣が定めるものは、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係通達等の廃止について（平成二十五年三月二十六日二十四林国管第百五十六号林野庁長官通知）による廃止前の国有林野事業管理職員給与準則（昭和四十六年十月十六日林野職第二百六十六号（林野庁長官通知））第二条に定める級別区分表の適用を受ける職員であって、職務の級が七級以上のものとする。

附 則（平成25年3月28日）（抄）

- 1 この決定は、平成二十七年四月一日から施行する。

○ 職員の退職管理に関する政令第二十七条第六号に規定する行政執行法人の職員について

〔平成二十年十二月二十五日〕
〔内閣総理大臣決定〕

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号。以下「政令」という。）第二十七条第七号の規定に基づき、次のように決定し、平成二十年十二月三十一日より、これによることとする。

政令第二十七条第六号の内閣総理大臣が定めるものは、次の表の左欄に掲げる行政執行法人に属する職員である場合においては、同表の当該行政執行法人の項右欄に掲げるものとする。ただし、平成二十一年一月三十一日までの間は、次の表の国立印刷局の項右欄中「区分三種」とあるのは「支給割合16%」とする。

国立公文書館	<ol style="list-style-type: none">1 独立行政法人国立公文書館職員給与規程（平成13年規程第2号。以下「国立公文書館給与規程」という。）別表第1事務職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が7級以上の職員であって、同規程第14条の規定による職責手当の支給区分1種又は2種の支給を受けるもの2 国立公文書館給与規程別表第3研究職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が5級以上の職員であって、同規程第14条の規定による職責手当の支給を受けるもの3 国立公文書館給与規程別表第4特別俸給表の適用を受ける職員
統計センター	独立行政法人統計センター職員給与規程（平成15年規程第16号）別表第1事務職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が7級以上の職員であって、同規程第14条の規定による職責手当Ⅰ種又はⅡ種の支給を受けるもの
造幣局	<ol style="list-style-type: none">1 独立行政法人造幣局職員給与規程（昭和45年造幣局訓令第11号。以下「造幣局給与規程」という。）別表第2その1一般職7級以上の職員であって、同規程第26条の規定による管理職手当の支給を受けるもの（管理職手当支給細則（平成19年造幣局訓令第13号）第2条第2項の規定により三種の支給区分の適用を受けるものを除く。）2 造幣局給与規程別表第2その5医療職3級以上の職員であって、同規程第26条の規定による管理職手当の支給を受けるもの
国立印刷局	<ol style="list-style-type: none">1 独立行政法人国立印刷局職員給与規則（平成15年規則第11号。以下「国立印刷局給与規則」という。）別表第2指定職群1等級以上の職員であって、同規則第29条の規定による管理職手当の支給を受けるもの（国立印刷局手当支給等規則（平成17年規則第9号）別表3区分三種の指定官職を除く。）2 国立印刷局給与規則別表第2研究職群特別等級の職員であ

	って、同規則第29条の規定による管理職手当の支給を受けるもの（国立印刷局手当支給等規則別表3区分三種の指定官職を除く。）
農林水産消費安全技術センター	独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程（平成13年規程第14号）の別表第1俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が7級以上の職員であって、俸給の特別調整額Ⅰ種又はⅡ種の支給を受けるもの
製品評価技術基盤機構	独立行政法人製品評価技術基盤機構職員給与規程（給与一法A－職員給与）の別表職員の俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が7級以上の職員であって、同機構の諸手当支給規程（給与一法B－諸手当支給）第2条の規定による職責手当一種又は二種の支給を受けるもの
駐留軍等労働者労務管理機構	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則（平成14年駐労規第12号）別表第1俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が7級以上の職員であって、俸給の特別調整額1種又は2種の支給を受けるもの

附 則（平成25年3月28日）

- この決定は、平成二十五年四月一日から施行する。
- この決定による改正前の表国立印刷局の欄中第三項及び第四項に掲げる職員（以下「旧国立印刷局医療職管理職職員」という。）がこの決定の施行前に国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二十三第一項の規定による届出をした場合における同条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 旧国立印刷局医療職管理職職員であった者（この決定の施行後に職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条各号のいずれかに該当するに至った者を除く。）についての国家公務員法第百六条の二十四の規定の適用については、なお従前の例による。
- 内閣総理大臣が前二項の規定によりなお従前の例によることとされる国家公務員法第百六条の二十三第三項の規定による通知及び同法第百六条の二十四の規定による届出を受けた事項についての同法第百六条の二十五の規定の適用については、なお従前の例による。
- この決定の施行前に国家公務員法第百六条の三第二項第四号の承認を得た旧国立印刷局医療職管理職職員がこの決定の施行後に当該承認に係る営利企業等（同法第百六条の二第一項に規定する営利企業等をいう。）の地位に就いた場合における同法第百六条の二十七の規定の適用については、なお従前の例による。
- この決定の施行前にした行為及び附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの決定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月26日）

- この決定は、平成二十七年四月一日から施行する。

II 行政執行法人の役員関係

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（役員退職管理）

第五十四条 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二（第二項第三号を除く。）、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）」とあるのは「役員退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前各項」と、同法第百六条の二十二中「第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第百六条の十六」と、同法第百六条の二十三第三項中「当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、

同法第百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第十四号から前号まで）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」と、同法第百十二条第一号中「第百六条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第百六条の二第一項」と、同法第百十三条第一号中「第百六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第百六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第百六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第百六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2～6 （略）

○ 行政執行法人の役員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 390 号)

(任命権者への再就職の届出)

第十三条 準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定による届出をしようとする行政執行法人の役員は、内閣官房令で定める様式に従い、任命権者に届出をしなければならない。

2 準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした行政執行法人の役員は、当該届出に係る第四項第三号及び第五号から第九号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

3 準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした行政執行法人の役員は、当該届出に係る約束が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

4 準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 生年月日

三 行政執行法人の役員の職

四 再就職の約束をした日

五 離職予定日

六 再就職予定日

七 再就職先の名称

八 再就職先の業務内容

九 再就職先における地位

十 求職の承認の有無

十一 官民人材交流センターによる離職後の就職の援助（以下「センターの援助」という。）の有無

5 第二項又は第三項の規定による届出を受けた任命権者は、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

(再就職の届出の対象となる地位)

第十四条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項の役員その他の地位であって政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 役員（非常勤のものを除く。）

二 前号に掲げるもののほか、法令の規定により内閣若しくは内閣総理大臣若しくは各省大臣により任命されることとされている地位又は法令の規定により任命若しくは選任に関し行政庁の認可を要する地位

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出)

第十五条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項の規定による届出をしようとする行

政執行法人の役員であった者は、内閣官房令で定める様式に従い、離職した行政執行法人の役員の職又はこれに相当する職の任命権者を經由して、内閣総理大臣に届出をしなければならない。

- 2 第十三条第二項及び第三項の規定は、準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした者（行政執行法人の役員であった者であって、離職後二年を経過しない者に限る。）及び準用国家公務員法第百六条の二十四第一項の規定による届出をした者（離職後二年を経過しない者に限る。）について準用する。この場合において、第十三条第二項及び第三項中「任命権者」とあるのは「離職した行政執行法人の役員の職又はこれに相当する職の任命権者を經由して、内閣総理大臣」と、同条第二項中「第四項第三号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第四項第六号から第九号まで」と、同条第三項中「約束が効力を失ったとき」とあるのは「地位に就くことが見込まれないこととなったとき」と読み替えるものとする。
- 3 第十三条第四項（第四号を除く。）の規定は、準用国家公務員法第百六条の二十四第一項の規定による届出について準用する。この場合において、第十三条第四項第三号中「行政執行法人の役員の職」とあるのは「離職時の行政執行法人の役員の職」と、同項第五号中「離職予定日」とあるのは「離職日」と読み替えるものとする。

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人）

第十六条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。

- 一 沖縄振興開発金融公庫
- 二 株式会社商工組合中央金庫
- 三 株式会社日本政策金融公庫
- 四 株式会社日本政策投資銀行
- 五 削除
- 六 九州旅客鉄道株式会社
- 七 四国旅客鉄道株式会社
- 八 首都高速道路株式会社
- 九 東京地下鉄株式会社
- 十 中日本高速道路株式会社
- 十一 成田国際空港株式会社
- 十二 西日本高速道路株式会社
- 十三 日本アルコール産業株式会社
- 十四 日本貨物鉄道株式会社
- 十五 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 十六 日本私立学校振興・共済事業団
- 十七 日本たばこ産業株式会社
- 十八 日本中央競馬会
- 十九 日本電信電話株式会社
- 二十 日本放送協会

- 二十一 日本郵政株式会社
- 二十二 阪神高速道路株式会社
- 二十三 東日本高速道路株式会社
- 二十四 北海道旅客鉄道株式会社
- 二十五 本州四国連絡高速道路株式会社
- 二十六 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 二十七 日本年金機構
- 二十八 沖縄科学技術大学院大学学園
- 二十九 株式会社国際協力銀行
- 三十 新関西国際空港株式会社

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人)

第十七条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

- 一 日本赤十字社
- 二 農水産業協同組合貯金保険機構
- 三 日本銀行
- 四 銀行等保有株式取得機構
- 五 預金保険機構
- 六 株式会社産業革新機構
- 七 株式会社企業再生支援機構
- 八 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
- 九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- 十 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- 十一 株式会社民間資金等活用事業推進機構
- 十二 株式会社海外需要開拓支援機構
- 十三 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る公益社団法人又は公益財団法人)

第十八条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第四号の政令で定める公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)は、当該公益法人が国から交付を受けた補助金、委託費その他これらに類する給付金(以下この条において「給付金等」という。)のうちに占める第三者へ交付した金額の割合、当該公益法人が国から交付を受けた給付金等の総額が当該公益法人の収入金額の総額に占める割合、試験、検査、検定その他の行政上の事務の当該公益法人への委託の有無その他の事情を勘案して内閣官房令で定めるものとする。

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない場合)

第十九条 準用国家公務員法第百六条の二十四第二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国家公務員法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定により職員として採用された場合又は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五第一項の規定により特別職に属する国家公務員として採用された場合
- 二 営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、内閣官房令で定める額以下の報酬を得る場合

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出）

第二十条 第十三条第四項（第四号を除く。）及び第十五条第一項の規定は、準用国家公務員法第百六条の二十四第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第十三条第四項第三号中「行政執行法人の役員の職」とあるのは「離職時の行政執行法人の役員の職」と、同項第五号中「離職予定日」とあるのは「離職日」と、同項第六号中「再就職予定日」とあるのは「再就職日」と読み替えるものとする。

（内閣総理大臣による報告等）

第二十一条 準用国家公務員法第百六条の二十五第一項の規定による報告のうち準用国家公務員法第百六条の二十三第三項の規定による通知に係るものは、当該通知に係る者が離職した時点で当該通知に係る約束が効力を失っていない場合において、当該通知に係る者が離職した時に行うものとする。

2 準用国家公務員法第百六条の二十五第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 通知又は届出に係る氏名
- 二 離職時の年齢
- 三 離職時の行政執行法人の役員の職
- 四 離職日
- 五 再就職日又は再就職予定日
- 六 再就職先の名称
- 七 再就職先の業務内容
- 八 再就職先における地位
- 九 求職の承認の有無
- 十 センターの援助の有無

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 （略）

- 2 改正法附則第十条において準用する改正法附則第四条第一項に規定する政令で定める日の前日までの間は、第十三条第四項第十号、第二十一条第二項第九号並びに第二十三条第八号及び第九号中「求職の承認」とあるのは、「求職の承認及び国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第五条第一項（同法附則第十条において準用する場合を含む。）の承認並びに同法附則第四条第五項の承認」とする。

第三条 第十八条に規定する公益法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

○ 行政執行法人の退職管理に関する内閣官房令（抄）

（任命権者への再就職の届出の様式）

- 第六条 令第十三条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第四とする。
- 2 令第十三条第二項の規定による届出は、別記様式第五による届出書によるものとする。
- 3 令第十三条第三項の規定による届出は、別記様式第六による届出書によるものとする。

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出の様式）

- 第七条 令第十五条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第七とする。
- 2 令第十五条第二項において準用する令第十三条第二項の届出（準用国家公務員法第百六条の二十三第一項に係るものに限る。）は、前条第二項の届出書によるものとする。
- 3 令第十五条第二項において準用する令第十三条第三項の届出（準用国家公務員法第百六条の二十三第一項に係るものに限る。）は、前条第三項の届出書によるものとする。
- 4 令第十五条第二項において準用する令第十三条第二項の届出（準用国家公務員法第百六条の二十四第一項に係るものに限る。）は、別記様式第八による届出書によるものとする。
- 5 令第十五条第二項において準用する令第十三条第三項の届出（準用国家公務員法第百六条の二十四第一項に係るものに限る。）は、別記様式第九による届出書によるものとする。

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人）

第八条 令第十八条に規定する内閣官房令で定めるものは、国の機関が所管する公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）であって、次の各号に掲げるものとする。

- 一 一般の閲覧に供されている直近の事業年度の決算（次号において単に「直近事業年度決算」という。）において、当該公益法人が国から交付を受けた補助金、委託費その他これらに類する給付金（以下「給付金等」という。）のうちに占める当該公益法人が

第三者へ交付した当該給付金等の金額の割合が二分の一以上であるもの（ただし、当該事業年度の次年度以降において、当該公益法人が国から交付を受ける給付金等にうち占める当該公益法人が第三者へ交付する当該給付金等の金額の割合が二分の一未満であることが確実と見込まれるものを除く。）

二 直近事業年度決算において、当該公益法人の収入金額の総額に占める当該公益法人が国から受けた給付金等の総額の割合が三分の二以上であるもの（ただし、当該事業年度の次年度以降において、当該公益法人の収入金額の総額に占める当該公益法人が国から受ける給付金等の総額の割合が三分の二未満であることが確実と見込まれるものを除く。）

三 法令（告示を含む。以下この条において同じ。）の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分により、試験、検査、検定その他これらに準ずる国の事務又は事業を行うもの（ただし、法令の規定に基づく登録を受けて行うものその他これに準ずるものを除く。）

四 当該公益法人が独自に行う試験、検査、検定その他これらに準ずる事務又は事業を奨励することを目的として国が行う法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分を受けて、当該事務又は事業を行うもの（ただし、法令の規定に基づく登録を受けて行うものその他これに準ずるものを除く。）

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額）

第九条 令第十九条第二号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出の様式）

第十条 令第二十条において準用する令第十五条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第十とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。

第三条 第八条に規定する公益法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

Ⅲ その他

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号）による改正後の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 の規定の解釈について

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号。以下「改正国公法」という。）第 106 条の 24 の規定の解釈については、下記のとおりである。

記

(1) 改正国公法第 106 条の 24 第 1 項について

改正国公法第 106 条の 24 第 1 項本文中の括弧書「(前条第 1 項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。)」については、同条が過去一度でも「管理職職員であつた者」に関する再就職についての透明性を確保するために当該者の再就職状況を内閣が取りまとめて公表すること等を目的として設けられたものであり、当該括弧書における同条の適用が除外される場合は「管理職職員として改正国公法第 106 条の 23 第 1 項の規定により政令で定める事項を届け出た場合」を意味する。

(2) 改正国公法第 106 条の 24 第 2 項について

改正国公法第 106 条の 24 第 2 項の「前条第一項(中略)の規定による届出を行つた場合」と規定している箇所については、同条が過去一度でも「管理職職員であつた者」に関する再就職についての透明性を確保するために当該者の再就職状況を内閣が取りまとめて公表すること等を目的として設けられたものであり、当該箇所における同条の適用が除外される場合は「管理職職員として改正国公法第 106 条の 23 第 1 項の規定による届出を行つた場合」を意味する。

(参考1)

- 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第108号）による改正後の国家公務員法（昭和22年法律第120号）

（任命権者への届出）

第百六条の二十三 職員（退職手当通算予定職員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出なければならない。

② （略）

- ③ 第一項の届出を受けた任命権者は、当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

（内閣総理大臣への届出）

第百六条の二十四 管理職職員であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（前条第一項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。）には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

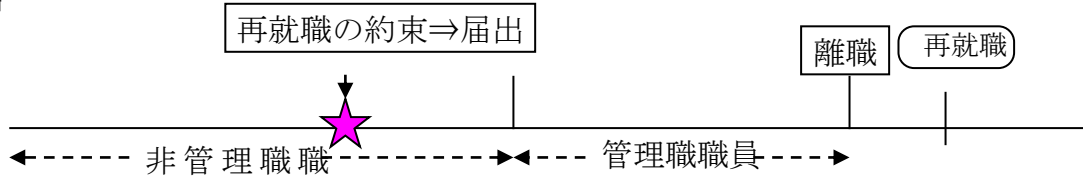
一～四 （略）

- ② 管理職職員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、前条第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

(参考2)

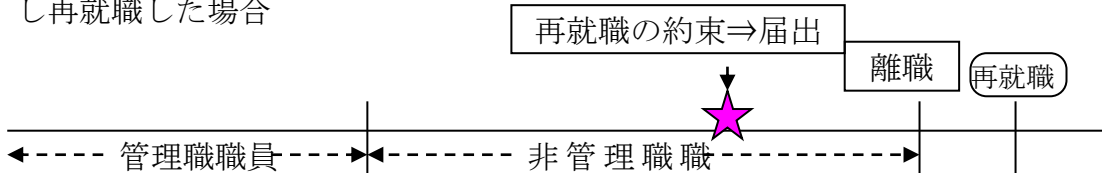
具体例

- 1 非管理職職員が再就職の約束をした後、管理職職員となり、その後離職し再就職した場合



この場合においては、非管理職職員として、改正国公法第106条の23第1項の規定による再就職の約束の届出を行っており、第106条の24第1項又は第2項の適用除外となる管理職職員としての再就職の約束の届出は行われていないことから、第106条の24の規定により、内閣総理大臣への届出を行う必要がある。

- 2 管理職職員であった者が、非管理職職員となった後再就職の約束をし、そのまま離職し再就職した場合



この場合においては、非管理職職員として、改正国公法第106条の23第1項の規定による再就職の約束の届出を行っており、第106条の24第1項又は第2項の適用除外となる管理職職員としての再就職の約束の届出は行われていないことから、第106条の24の規定により、内閣総理大臣への届出を行う必要がある。